
短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所
いちご重要事項説明書

短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所いちご重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(愛知県指定 2373200639)

当事業所はご契約者に対して短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

** 目次 **

1. 事業所経営法人	2
2. 事業所について	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）	...	7
7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	8
8. 苦情の受付について	8

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 誠正会
- (2) 法人所在地 愛知県西尾市市子町稲荷122番地
- (3) 電話番号 0563-55-3915
- (4) 代表者氏名 理事長 田中 正大
- (5) 設立年月 平成19年06月01日

2. 事業所について

- (1) 事業所の種類 短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所（ユニット型）
愛知県指定 2373200639
- (2) 事業の目的 短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 短期入所生活介護事業所いちご
- (4) 施設の所在地 愛知県西尾市市子町稲荷122番地
- (5) 電話番号 0563-55-3915
- (6) 施設長（管理者）氏名 鈴木 伸弥
- (7) 当施設の運営方針 別紙パンフレットに記載
- (8) 開設年月 平成21年04月01日
- (9) 入居定員 20名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	100室	ショートステイ利用含む
共同生活室	10室	ミニキッチン併設
洗面施設	110室	
トイレ	30室	
浴室	13室	うち3室は機械浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、介護老人福祉施設【短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所と併設】に必置が義務づけられている設備です。この設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく必要はありません。

※居室に関する特記事項：トイレの場所は居室外となります。

4. 職員の設置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(令和5年6月1日現在)

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1名	1名
2. 医師(非常勤)	必要数	必要数
3. 生活相談員	2名	1名
4. 介護職員	50名	34名
5. 看護職員	5名	3名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 管理栄養士	1名	1名
8. 機能訓練指導員	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(5時間×8名÷40時間=1名)となります。

※上記職員が特別養護老人ホームいちごと兼務をしております。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	週に1回診察(但し診察日が祝祭日の場合は除く)
2. 介護職員	標準的な勤務時間帯 早番勤務：7:00～16:00 日勤勤務：8:30～17:30 遅番勤務：12:00～21:00 夜勤勤務：21:00～7:00(翌日)
3. 看護職員	標準的な勤務時間帯 日勤勤務：8:30～17:30
4. 機能訓練指導員	8:30～17:30

※曜日により上記と異なる場合があります。

※医師、機能訓練指導員については介護老人福祉施設いちごにおける勤務体制であり、短期入所(介護予防短期入所)生活介護サービスにおいては診察はありません

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|-----------------------------------------------------|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・利用期間中に入浴又は清拭を1回以上行います。
(ご契約者が希望されない場合及び体調不良時は除く)
- ・ご契約者の状態に応じ機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

⑤ 口腔機能維持

- ・看護師や介護員が口腔内の清潔保持に努めます。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費及び居住費の基準費用額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

《短期入所生活介護事業所いちご》 (令和6年4月1日現在 日額単価)

1. ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2. サービス利用に係る自己負担単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位

- ① サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位/1日 利用者全員対象
- ② 専従の機能訓練指導員配置による加算 12 単位/1日 利用者全員対象
- ③ 看護体制加算(Ⅰ) 4 単位/1日 利用者全員対象
- ④ 送迎加算(片道) 184 単位/1回 送迎希望者のみ
- ⑤ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10 単位/月 利用者全員対象
- ⑥ 緊急短期入所受入加算 90 単位/月 対象者のみ
- ⑦ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×136/1,000 利用者全員対象

《介護予防短期入所生活介護事業所いちご》 (令和6年4月1日現在 日額単価)

1. ご契約者の要介護度	要支援1	要支援2
2. サービス利用に係る自己負担単位	529 単位	656 単位

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位/1 日 利用者全員対象
- ② 専従の機能訓練指導員配置による加算 12 単位/1 日 利用者全員対象
- ③ 送迎加算（片道） 184 単位/1 回 送迎希望者のみ
- ⑦ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×136/1,000 利用者全員対象

※介護保険の請求の基となる「単位」で表し、利用者負担額を「円」で表しています。

下記の加算があります。

サービス費に各加算を加えた月総単位の「介護職員処遇改善加算（Ⅱ）」13.6%、地域区分（西尾市は6級地）の1単位=10.33円を掛け、小数点以下の金額を切り捨てた額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

※居住費、食費につきましては利用者の収入等による軽減措置があります。

※ご契約書がまだ要介護認定をうけてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※所得状況等に応じ高額介護サービス費による費用負担の軽減措置があります。

※食費及び居住費の基準費用額は所得状況等による軽減措置があります。

※社会福祉法人による軽減制度があります。

（2） 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食費）

1日あたり：1,750円（朝食370円、昼食+おやつ750円、夕食630円）

（但し所得状況等による軽減措置があります。）

（食事時間）※多少時間は前後いたします。

朝食8：00～ 昼食12：00～ 夕食18：00～

② 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

費用：要した費用の実費

③ 居住費

1日あたり：2,066円（但し所得状況等による軽減措置があります。）

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

⑤ ドリンクサービス

ご契約者の希望によりドリンクサービスをご利用いただけます。

利用料金：1日あたり120円

⑥ レンタルテレビ

ご契約者の希望によりレンタルテレビをご利用いただけます。

利用料金：1日あたり100円

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。(コピー費は無料)

⑧ 生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについては実費負担とします。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

(当事業所が用意した以外のものを希望された場合はその限りではありません。)

⑨ 契約者の送迎

ご契約者に対しご希望があれば、送迎サービスを行います。片道184単位に対する介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担になります。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅までについて、1キロメートルあたり50円を徴収する。

※通常の自供実施地域は、次のとおりとする。

西尾市	全域						
碧南市	雨池町	石橋町	伊勢町	稲荷町	入船町	江口町	大浜上町
	音羽町	春日町	霞浦町	河方町	川口町	川端町	栗山町
	源氏神明町	源氏町	権現町	権田町	作家町	沢渡町	三間町
	汐田町	塩浜町	塩見町	志貴崎町	志貴町	下洲町	善明町
	棚尾本町	築山町	天王町	中江町	中田町	中町	中松町
	錦町	西浜町	日進町	野田町	羽根町	浜田町	浜寺町
	東浦町	伏見町	舟江町	平七町	本郷町	前浜町	松本町
	岬町	宮町	矢縄町	弥生町	葭生町	若松町	若宮町

但し、事情により送迎できない場合や、お時間の希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

※実施地域内は当事業所で行いますが、それ以外の地域の場合はご家族で行って頂きます

⑧ 契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金 (令和6年8月1日現在 日額単価)

ご契約者の要介護度 料金	要介護度1 8,659円	要介護度2 9,465円	要介護度3 10,343円	要介護度4 11,180円	要介護度5 11,986円
-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------

ご契約者の要介護度 料金	要支援1 6,562円	要支援2 8,050円
-----------------	----------------	----------------

※上記料金表以外に別途居住費、食費（全額実費）を徴収いたします。

※ご契約者が、要介護認定で自立と判定された場合別途料金をいただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。（ただし、介護報酬改定の場合は除く）

（2） 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|---------------------|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 金融機関口座からの自動引き落とし |

（3） 利用中の医療の提供について

原則、当施設では医療行為は行いません。但し、医師の指示がある場合はこの限りではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人田中会 西尾病院
所在地	愛知県西尾市和泉町2番地
診療科	内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・糖尿病内科・外科・整形外科・脳神経外科・消化器、肛門外来・泌尿器科・麻酔科・放射線科・リハビリテーション科 等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	山下歯科医院
---------	--------

6. 事業所を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第16条参照）

- | |
|---------------------------------------------|
| ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 |
| ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 |
| ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
| ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |

（1） ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）

ご契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所の退所を申し出ることができます。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当事業所を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所からの退所をしていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が体調不良または、医療行為が必要と判断された場合、他社に感染する様な疾患が確認された場合。

7. 提供するサービスの第三者評価の実施

第三者評価の実施：無し

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1） 当施設における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口

苦情受付担当者	生活相談員 齋藤 拓実
苦情解決責任者	施設長 鈴木 伸弥
受付時間	9：00～17：30
受付方法	電話 0563-55-3915 FAX 0563-54-1851

また、苦情受付ボックスを事務所カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの市町村役場 介護保険担当課	西尾市市役所 長寿課	0563-56-2111 (代表)
	岡崎市市役所 福祉保健部 長寿課	0564-23-6682 (直通)
	碧南市市役所 高齢介護課	0566-41-3311 (代表)
	高浜市市役所 介護保険グループ	0566-52-9871 (代表)
	蒲郡市市役所 長寿課	0533-66-1176 (直通)
	安城市市役所 介護保険課	0566-71-2257 (直通)
	刈谷市市役所 長寿課 介護保険課	0566-62-1013 (直通)
	知多北部広域連合 事業課給付係	052-689-2263 (直通)
受付時間 8:30~17:15		
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 FAX 052-962-8870 受付時間 9:00~17:00	
愛知県社会福祉協議会	所在地 名古屋市丸の内2丁目4-7 電話番号 052-232-1181(代表) FAX 052-232-2050 受付時間 9:00~17:00	

(3) 第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は、第三者委員を交えてお話しもできます。

当施設の第三者委員は、次のとおりです。

川上 明彦 (弁護士)	名古屋市中区丸の内1丁目17番地19号 キリックス丸の内ビル5階 TEL: 052-201-7728
杉浦 澄雄 (司法書士)	西尾市寄住町洲田45番地3 TEL: 0563-56-9250

令和 年 月 日

短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所（介護予防短期入所）生活介護事業所いちご

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名 印

家族代表者 住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 5488.54m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成21年4月1日指定	愛知県 <u>2373200654</u> 号	定員80名
「短期入所（介護予防短期入所）生活介護」			
	平成21年4月1日指定	愛知県 <u>2373200639</u> 号	定員20名
[地域密着型通所介護]	平成21年4月1日指定	愛知県 <u>2373200621</u> 号	定員15名
[通所介護相当サービス]	平成30年4月1日指定	西尾市 <u>2373200621</u> 号	定員15名
「居宅介護支援事業」	平成21年4月1日指定	愛知県 <u>2373200647</u> 号	

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画（ケアプラン）を作成します。

介護職員……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員……主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。

※介護・看護員を併せ3人の利用者に対して1名の職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

※医師、機能訓練指導員については特別養護老人ホームいちごにおい手の勤務体制であり、短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスにおいては診察はありません。

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用後作成する「短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画（ケアプラン）」に定めます。

「短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

① 当事業所の生活相談員に短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
② その担当者は短期入所（介護予防短期入所）背且つ介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明をし、同意を得たうえで決定します。
③ 短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画は、契約者の担当居宅介護支援専門員の居宅サービス計画（地域包括支援センターが作成した介護予防サービス支援計画）に基づき、生活相談員に短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画を変更します。
④ 短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
② ご契約者の体調、健康状況からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤ 事業所は、契約者に対する短期入所（介護予防短期入所）生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを契約終了後5年間保管します。
⑥ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。 ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑦ ご契約者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。 (守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所をご利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みについて

居室への持ち込み物品の制限は原則としてありません。ただし、以下のものは持ち込むことができません。

ペット、危険物、他の利用者に迷惑を及ぼすような物

(2) 面会

面会時間 9：00～19：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪される場合、アルコール等の持ち込みはご遠慮下さい。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、原則、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、5(2)に定める「食費の基準負担額」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条、第12条参照）

- 1、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 2、故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 3、ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 4、施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

全館禁煙となっています。

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。